

建築基準法施行令の一部を改正する政令案等について

1. 背景

建築物の規制制度については、建築技術の進歩、大規模な災害の発生等の建築物を取り巻く社会経済情勢の様々な変化に対応するため、その合理化・実効性の向上を図ってきたところである。

今般、国土交通省国土技術政策総合研究所が中心となって取り組んでいる総合技術開発プロジェクト（平成28年度～令和3年度）における成果をはじめとした近年の建築技術に関する研究開発の進展や技術的知見の蓄積に伴い、市街地環境の保全や、火災時における避難の安全性確保等に関する基準の設定、耐火性能に関する技術的基準のうち非損傷性に係る性能要求時間や建蔽率規制の合理化が可能となったところである。

また、本年6月に公表した「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する検討会報告書」において、定期調査・報告等の対象を拡大することの重要性について提言があったところであり、関連規定の見直しの必要が生じているところである。

さらに、換気規制を巡っては、健康被害の防止の観点や国際的な要請に対応した規制の見直しの必要性が生じているところである。

このため、今般、近年の社会経済情勢の変化に鑑み、建蔽率規制の合理化、定期調査・報告等の対象及び換気規制の見直し、防火規制及び避難規制の合理化を図るため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び関係省令について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

I. 建築基準法施行令の改正関係

(1) 一定の軒等に係る建蔽率算定上の建築面積の算定方法の合理化(令第2条第1項第2号関係)

建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積の算定に当たり、工場又は倉庫の用途に供する建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から水平距離1メートル以上突き出た軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するもの（以下「軒等」という。）で、専ら貨物の積卸しその他これに類する業務のために設けるもののうち、当該軒等の端と敷地境界線との間の敷地の部分に有効な空地が確保されていることその他の理由により安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるもの^{*}について、その端から水平距離5メートルまで後退した線より外側の部分を算入しないこととする。

^{*} 国土交通大臣が定めるものについては、別途パブリックコメントの実施を予定している。

(2) 定期調査・報告等の対象の見直し(令第13条の3第2項、第14条の2第2号、第16条第2項関係)

定期調査・報告等（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条第1項）、維持保全計画の作成等に係る措置（法第8条第2項）の対象として特定行政庁が指定することができる建築物の範囲（令第13条の3第2項、第16条第2項）及び著しく保安上危険等である既存不適格建築物に対する勧告（法第10条第1項）の対象となる建築物の範囲（令第14条の2）は、「事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち階数が3以上で延べ面

積が 200 m²を超えるもの」に改めることとする。

(3) 中央管理方式の空気調和設備等に係る基準の見直し(令第 20 条の 2 第 1 号二、第 129 条の 2 の 5 第 3 項関係)

中央管理方式の空気調和設備等に係る基準のうち、一酸化炭素の含有率及び温度に係る基準は、それぞれ、100 万分の 6 以下であること、18 度以上 28 度以下であることに改めることとする。

(4) 耐火性能に関する技術的基準のうち非損傷性に係る性能要求時間の合理化(令第 107 条関係)

法第 2 条第 7 号に基づき、耐火性能に関して政令で定める技術的基準は、次の建築物の部分に通常の火災による火熱が当該部分の存する階の区分に応じた時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることとする。

- ・ 最上階から数えた階数が 5 以上で 9 以内の階の間仕切壁及び外壁(耐力壁に限る。)、柱、床並びにはり 1 時間 30 分
 - ・ 最上階から数えた階数が 15 以上で 19 以内の階の柱及びはり 2 時間 30 分
- ※ 1 時間 30 分の耐火性能を有する壁、柱等の構造方法として国土交通大臣が定めるものについては、別途パブリックコメントの実施を予定している。

(5) 無窓居室に係る避難規制の合理化(令第 111 条、第 120 条第 1 項関係)

無窓居室のうち、居室からの避難の用に供する通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、法第 35 条の 3(法第 87 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定(無窓の居室等の主要構造部の耐火構造化等)を適用しないこととする。

また、居室から避難階又は地上に通ずる直通階段までの歩行距離の制限(令第 120 条第 1 項)において、無窓居室のうち、居室の床面積、居室からの避難の用に供する通路の構造並びに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置及び警報設備の設置の状況及び構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについては、無窓居室でない居室と同様の規制を適用することとする。

※ 国土交通大臣が定める基準については、別途パブリックコメントの実施を予定している。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

II. 建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)等の改正関係

(1) 建築確認申請時の書類の追加(規則第 1 条の 3 第 1 項)

建築確認申請時の提出書類について、令の改正に伴い、建築基準関係規定に適合することを確認するために新たに必要となる図書を追加することとする。

(2) 耐火構造(法第 2 条第 7 号)の認定に係る評価の手数料を追加(規則別表 2 関係)

I. (4) の改正に伴い、合理化された性能要求時間に応じた国土交通大臣の認定に係る手数料を設定することとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布：令和 4 年 12 月頃

施行：令和 5 年 4 月 1 日